

新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第70号

新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年新潟県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(特例認定申請)</p> <p>第21条 第15条の規定は、条例第12条において準用する条例第7条の規定を適用する場合について準用する。</p> <p>(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)</p> <p>第22条 第17条第1項及び第19条第3項の規定は<u>特例認定特定非営利活動法人</u>（知事が所轄庁であるものを除く。）について、第17条第2項の規定は条例第13条において準用する条例第9条の規定を適用する場合について、第18条の規定は法第62条において準用する法第53条第1項の規定による届出について、第19条第1項及び第2項の規定は法第62条において準用する法第55条の規定による書類の提出について、第20条の規定は条例第13条において準用する条例第11条の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。</p>	<p>(仮認定申請)</p> <p>第21条 第15条の規定は、条例第12条において準用する条例第7条の規定を適用する場合について準用する。</p> <p>(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)</p> <p>第22条 第17条第1項及び第19条第3項の規定は<u>仮認定特定非営利活動法人</u>（知事が所轄庁であるものを除く。）について、第17条第2項の規定は条例第13条において準用する条例第9条の規定を適用する場合について、第18条の規定は法第62条において準用する法第53条第1項の規定による届出について、第19条第1項及び第2項の規定は法第62条において準用する法第55条の規定による書類の提出について、第20条の規定は条例第13条において準用する条例第11条の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。